3. データで見る消費者とリユース

データで見る消費者とリユース

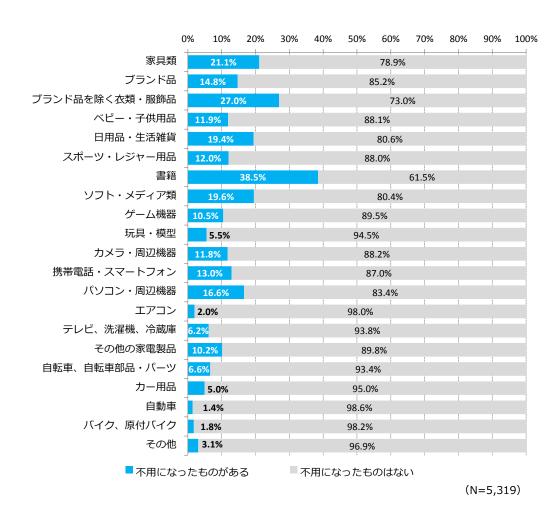
昨年、いらなくなった/使わなくなった物は何?

書籍がいらなくなった人は38.5%、衣類・服飾品が27.0%。

日本の家庭からは、どのような物が不用品として発生しているのでしょうか?環境省では平成27年度に消費者アンケートを行い、21種類の商品カテゴリーについて過去1年間に「いらなくなった・使わなくなった」物があったかどうかを調査しました。

いらなくなった物があったと回答した人の割合が最も多かったのは「書籍」(38.5%)で、ついで「衣類・服飾品(ブランド品を除く)」(27.0%)が続き、購入量が多く、また購入されてから不用になるまでの期間が短くなって

いることが上位にランクインされている背景にあると考えられます。次いで3番目に多いのは「家具類」(21.1%)でした。その他、「カメラ・周辺機器」「携帯電話・スマートフォン」「パソコン・周辺機器」等の小型の家電製品はいずれも10%以上で、10人に1人が1年間の間に不用になったものが発生しています。



- 17 -

使わない、けど、自宅に眠らせていませんか?

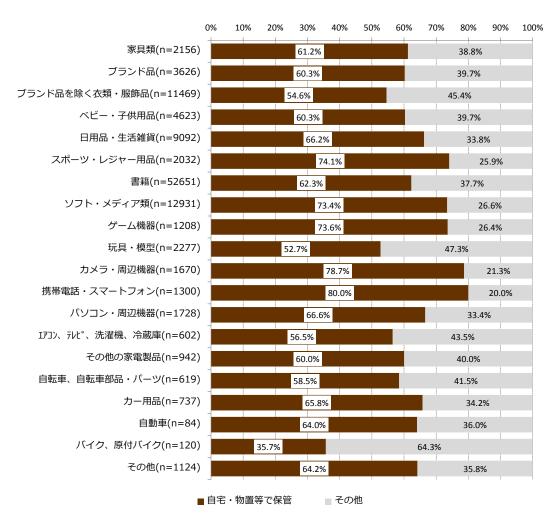
家具で61.2%、ブランド品で60.3%。

いらなくなった物、使わなくなった物の処分方法として、 現在最も多いのは、「リユースショップ」でも「ごみとして処 分」でもなく、「自宅・物置に保管」であるという調査結果 が出ています。

「バイク・原付バイク」を除いていずれの商品カテゴリーでも 50%以上を占めており、多くの人が不用になっても捨てずに取っておいている(=「退蔵(たいぞう)」) ことが多いことがわかります。 例えば、「携帯電話・スマートフォン」「カメラ・周辺機器」は製品が小型化していることなど

から、約 8 割の人が退蔵しています。不用になる頻度の高い書籍では62.3%、「衣類・服飾品(ブランド品を除く)」では54.6%の人が退蔵しています。

退蔵してしまうことの背景には、物を大事にするあまり 捨てたくないという気持ちや、捨てるための手続きが面倒 であるなど、様々な気持ちが影響していると考えられます。 一方で、リユース品として流通させるためには、商品の価 値が高いうちに売却や寄付をしていくことがポイントでもあ ります。



「いざ処分」、さて誰に引き渡しましたか?

書籍はリユースショップ、カメラ・周辺機器、カー用品はネットでリユース

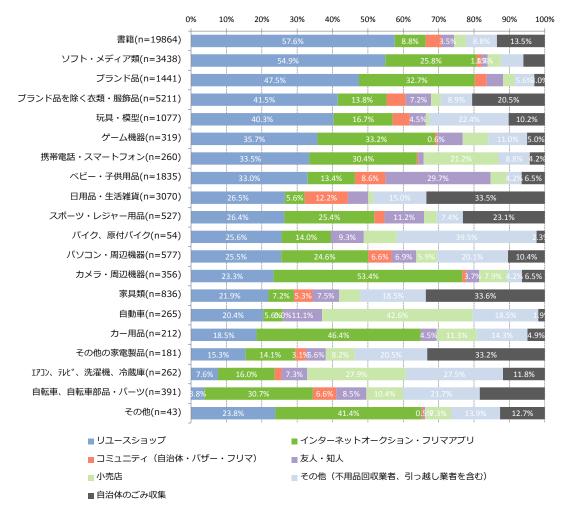
退蔵せずに処分をした場合の売却・引き渡した先は、 商品のカテゴリーによって傾向が異なっています。

リユースショップの店舗買取、宅配・出張買取に引き渡されたものが多い商品は、書籍、ソフト・メディア類、ブランド品、衣類・服飾品(ブランド品除く)、玩具、携帯電話・スマートフォンが上位にきています。ブランド品、ゲーム機器は、インターネットオークション・フリマアプリによってリユースされている割合も多くなっています。カメラ・周辺機器やカー用品は、インターネットオークション・フリマアプリで

の流通がリユースショップよりも多くなっています。

また、日用品・生活雑貨は、自治体によるリユースや バザー・フリマなどのコミュニティでのリユースが、ベビー・子 供用品は、友人・知人に譲る形でのリユースが他のカテゴ リーに比べて多く利用されていると言えます。

一方、自治体にごみとして出した割合が高い商品は、 日用品・生活雑貨、家具類、その他の家電製品となって おり、消費者によるリユース品としての排出を拡大させる 余地があると考えられます。



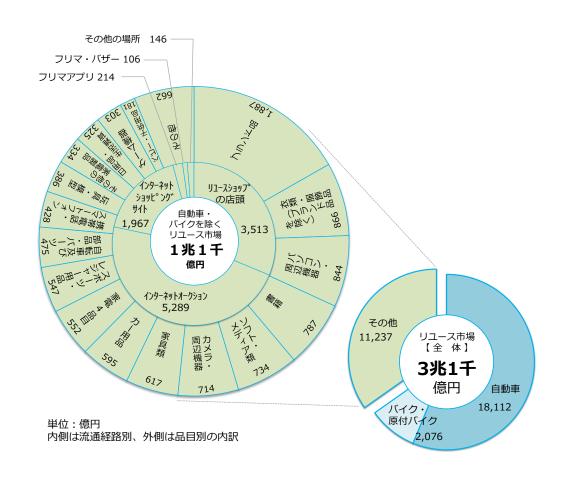
リユースの市場規模ってどのくらい?

国内最終需要ベースだけでも、約3兆1千億円。

平成27年度の環境省調査によると国内のリユース市場規模は、消費者の最終需要ベースで約3兆1千億円で、平成24年度の前回調査に比べてわずか(1.2%)に増加しています。

この市場規模は、例えば医療機器市場(約3兆2 千億円*1)や、ホテル・旅館業(約3兆7千億円*2) に並ぶ規模です。市場の約6割以上を自動車とバイク・ 原付バイクが占めています。 自動車とバイク等を除くと、市場規模は1兆1千億円で、ブランド品、衣料・服飾品、パソコン等が上位にあがっています。購入手段ではインターネットオークションが約5 千3百億円と最も大きく、次いでリユースショップの店頭が約3千5百億円と続いています。

これらの金額には、外国人観光客による購入や、リユース品の輸出は含まれておらず、これらも含めるとさらに 規模は大きくなると考えられます。



環境省は過去にもリユース市場規模調査を実施しています。詳しくは 31 ページ「リユース市場規模調査」をご覧ください。

- *1 厚生労働省 薬事工業生産動態統計年報 平成 25年
- *2 観光庁 2012年

どのくらいの人がリユースしてるの?

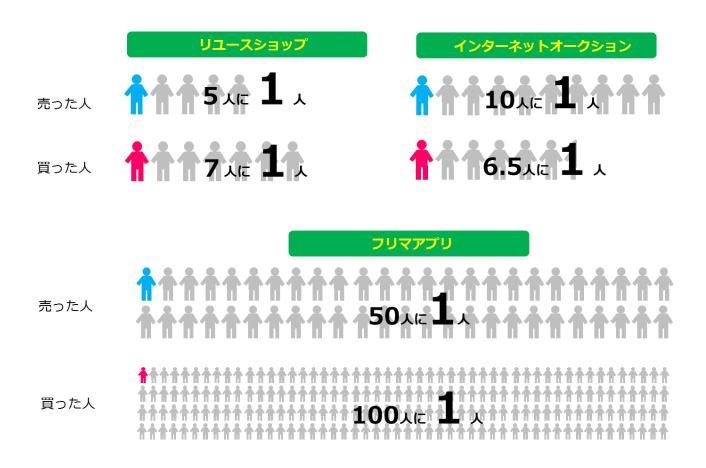
リユース品購入経験者は約3割、まだまだ拡大の余地があります。

20ページで紹介した市場規模調査のベースとなっている、平成27年時点の消費者のリユース品の購入経験は、約7割の人が「過去1年間に購入していない」と回答しており、購入した人は約3割にとどまっていました。

リユースの方法別に見ると、リユースショップ・中古品販売店の店頭でリユースをした人は、不用品を売却・引き渡した人が19.0%と約5人に1人、リユース品を購入した人が14.5%で約7人に1人でした。

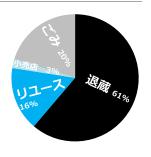
インターネットオークションでは、不用品を売却した人が 9.9%と約 10 人に 1 人、リユース品を購入した人が 15.3%と約 6.5 人に 1 人となっています。

フリマアプリを利用した人という人はまだ少なく、不用品を売却した人が2.0%と50人に1人、リユース品を購入した人が2.1%と約100人に1人という結果になっています。若い世代を中心に利用が進んでいますが、拡大の余地はまだまだ残されていると言えるでしょう。



品目別に見るリユース

家具のリユース



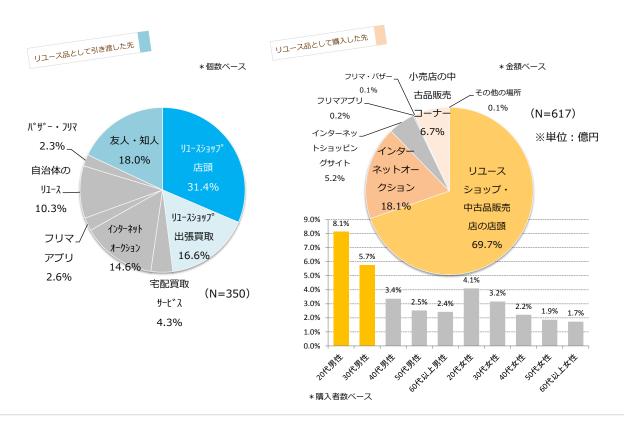
(N=2,156)

リユース品としての引き渡しは 16%。

家具は、不用になったもののうち、61%が自宅に退蔵されており、リユース品として引き渡されたものの割合は16%となっています。

リユース品として引き渡した先は、リユースショップ店頭が最も多く(31.4%)、友人・知人にゆずるという割合も多くなっています(18.0%)。次いで、リユースショップの出張買取(16.6%)が続いています。

一方、リユース品として家具を購入した先は、リユースショップ・中古品販売店の店頭が最も多く、約7割を占めています。次いで、インターネットオークションが18.1%と多くなっています。性別・世代別にみると、20代男性、30代男性での購入者の割合が他の層に比べて高くなっています。家具類の市場規模は、約617億円と推計されています。



【ページ上部右側(タイトル右)のグラフの見方】

平成 27 年度に環境省が実施した消費者アンケートの結果をもとに、以下の分類で排出先別の割合(個数ベース)を記載しています。

「退蔵」 : 自宅・物置等で保管(使用はしていないが家に置いてある)

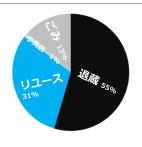
「リユース」: リユースショップ・中古品販売店で売却した、マースショップ・中古品販売店の出張買取サービスを利用した、宅配で

郵送する買取サービスを利用した、インターネットオークションで売却した、フリマアプリで売却した、自治体に引き渡した(市町村に再使用の目的で引き渡した)、バザー・フリーマーケット等で売却した、友人・知人に譲渡・売却した

「小売」 :新しい製品を購入した小売店に引き渡し・売却した(下取りなど)、その他の小売店に引き渡し・売却した(近所・身近にある商店など)

「ごみ」 : 自治体に引き渡した(市町村にごみとして廃棄)、不用品回収業者に引き渡した、空き地・駐車場などで実施している不用品回収に引き渡した、片付けサービス業者、遺品整理業者などに引き渡した、引越し時に引越業者に引き渡した、その他

衣類·服飾品



(N=11,469)

リユース品としての引き渡しは 31%。

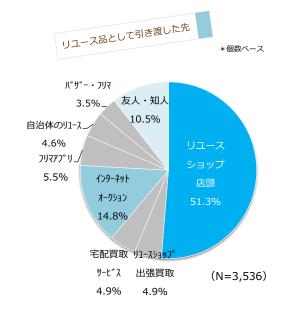
不用になった衣類・服飾品(ブランド品を除く)のうち、 自宅に退蔵されている割合は 55%です。リユース品とし て引き渡された物の割合は 31%と、他の品目に比べて 比較的高くなっています。

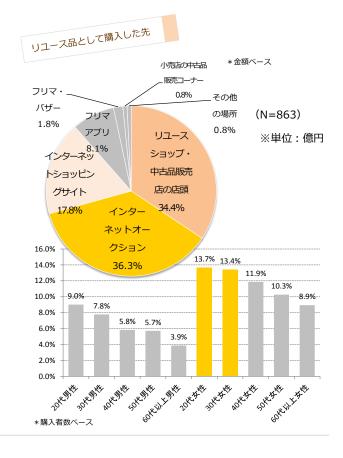
リユース品として引き渡した先は、リユースショップ店頭が最も多く(51.3%)、次にインターネットオークションが14.8%、友人・知人にゆずるが10.5%と続いています。

また、リユース品として購入した先は、インターネットオークションが36.3%と最も多く、次にリユースショップの店頭

が34.4%と続いています。近年普及し始めているフリマア プリも8.1%と他の商品カテゴリーに比べて高く、衣類のフ リマアプリの浸透が影響していると考えられます。

性別・世代別では20代、30代女性で購入した割合が高くなっています。市場規模は863億円と推計されています。



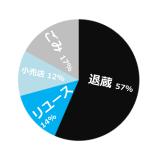




回収された衣類は日本から輸出され、世界各地で利用されています。

貿易統計に基づく中古衣類の輸出量は、直近の 10 年では増加傾向にあり、2013 年には約 21 万 6 千トンが輸出され、輸出総額は約 117 億円に上ります(2013 年度)。主な輸出先は、マレーシアがほぼ半分を占め、次に大韓民国が多くなっています。輸出された衣類は両国で用途や性別、夏冬ものに選別された後、世界各国に再輸出され、販売されています。(海外での販売は市場規模推計に含まれていません)

大型家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機)



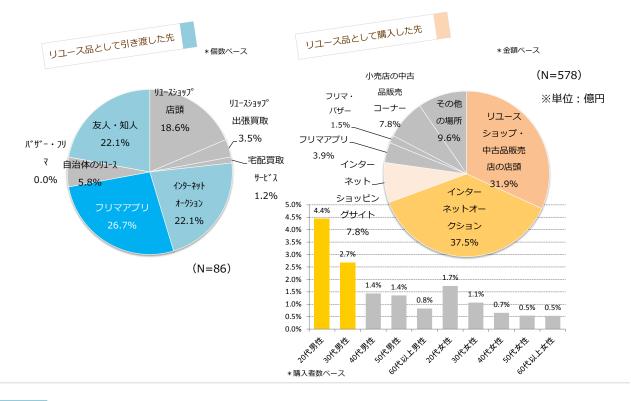
(N = 602)

リユース品としての引き渡しは 14%。

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機は、自宅に 退蔵されている割合は 57%で、リユース品として引き渡 されたものの割合は 14%です。これらは家電リサイクル法 対象品であるため小売店に引き渡した物の割合が他の 商品カテゴリーに比べて高くなっています。

リユース品として引き渡した先は、フリマアプリ、インターネットオークション、友人・知人に譲る、リユースショップ店 頭がそれぞれ 2 割程度となっています。 リユース品として購入した先は、インターネットオークションが37.5%と最も多く、リユースショップの店頭が31.9%と続いています。

性別・世代別では20代、30代男性で購入した割合が高くなっています。エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機の市場規模は、合わせて578億円と推計されています。





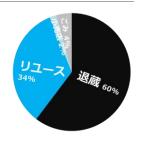
使用済み電気・電子機器の中古品判断基準

国内で回収された家電製品等の使用済み電気・電子機器は海外へ輸出され、リユースされる場合もあります。環境省では、適切なリユースを推進するために「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」を策定しています。詳しくは31ページをご覧くさい。

リユースできないものは、家電リサイクルへ

一般家庭や事業所から排出された家電製品(エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、有用な部材や材料をリサイクルするための「家電リサイクル法」が 2001 年から施行されています。 リユースができない場合には、家電リサイクル法に定められたルールにそってリサイクルしましょう。

ベビー・子ども用品



(N=4,623)

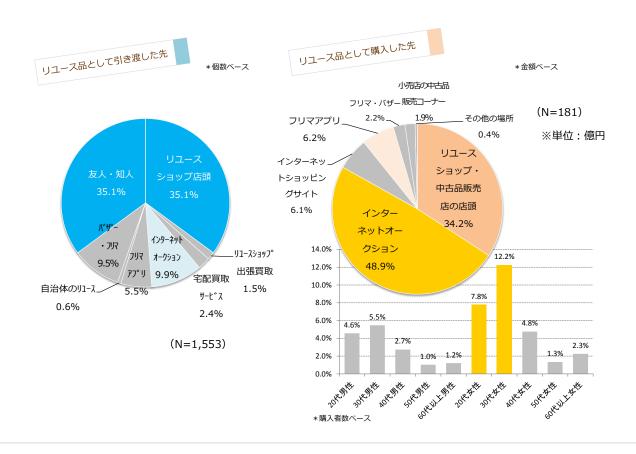
リユース品としての引き渡しは 34%。

ベビー・子ども用品は、自宅で退蔵されている割合は60%と他の商品カテゴリーと同程度ですが、リユース品として引き渡された割合は34%と比較的高くなっています。

リユース品として引き渡した先は、友人・知人に譲るが35.1%、リユースショップ店頭の35.1%と最も多くなっています。他の商品カテゴリーに比べて知り合いに譲るということが頻繁に行われていると考えられます。

リユース品として購入した先は、インターネットオークションが 48.9%と最も多く、母親である若い世代にインターネットが浸透していることが影響していると考えられます。また、リユースショップの店頭も 34.2%と多く利用されています。性別・世代別にみると、20 代、30 代女性での購入者の割合が他の層に比べて高くなっています。

ベビー・子ども用品の市場規模は、約 181 億円と推計されています。

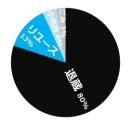




リユースも進める米国の「家電リサイクル・リユース法」

米国イリノイ州では「Electronic Products Recycling and Reuse Act (Public Act 97-0287)(家電リサイクル・リユース法)」で指定された使用済家電製品を製造する生産者は、販売量に応じて定められたリサイクル目標値を達成することが義務付けられており、回収品をリユースした場合には倍のポイントがリサイクル実績値として加算される仕組みになっています。

携帯電話・スマートフォン



(N=1,300)

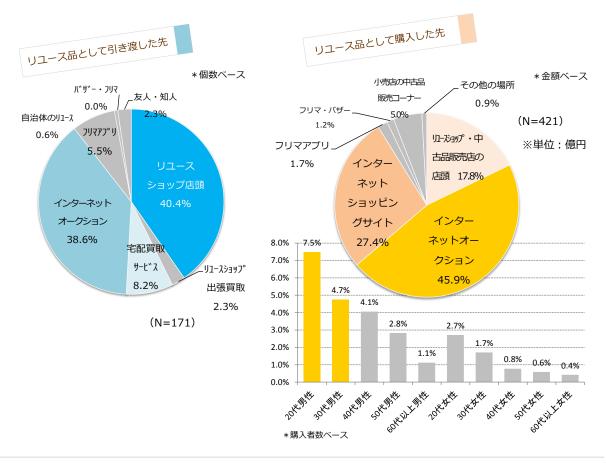
リユース品としての引き渡しは 13%。

携帯電話・スマートフォンは、ごみやその他の回収業者に引き渡される割合は 7%と低くなっていますが、自宅に退蔵されている割合は調査が行われた商品カテゴリーのなかで 80%と最も高くなっています。リユース品として引き渡された割合は 13%です。

リユース品として引き渡した先で最も多いのは、リユースショップ店頭で 40.4%、 インターネットオークションが 38.6%と続いています。

リユース品として購入した先は、インターネットオークションが 45.9%、インターネットショッピングサイトが 27.4%となっています。性別・世代別にみると、20代、30代男性での購入者の割合が他の層に比べて高くなっています。

携帯電話・スマートフォンの市場規模は、約421億円 と推計されています。

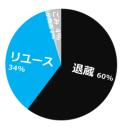




リユースができないものは、小型家電リサイクルへ

携帯電話をはじめ、パソコン、デジタルカメラ、ゲーム機等には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった 有用な金属が含まれています。これらの資源を回収してリサイクルするために、平成 25 年から小型家電リサイク ル法が施行されました。リユースができない場合には、お住まいの地域の小型家電リサイクルの回収に協力しましょう。

ブランド品



(N=3,626)

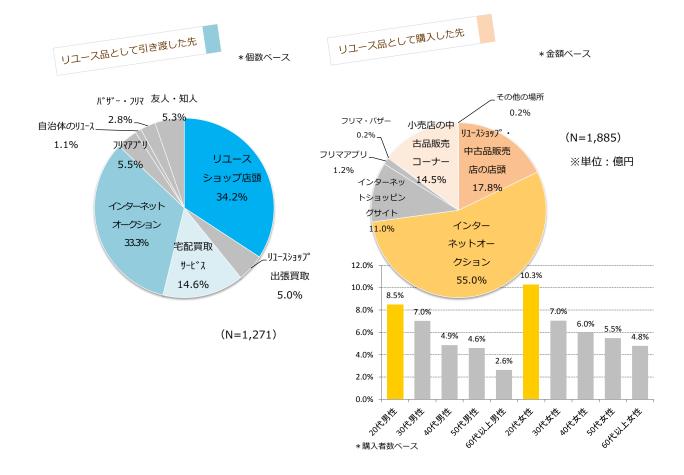
リユース品としての引き渡しは34%。

ブランド品は自宅に退蔵されている割合は 60%と他の商品カテゴリーと同程度の割合になっていますが、リユース品として排出されている割合は 34%と比較的高くなっています。

リユース品として引き渡した先は、リユースショップ店頭 (34.2%)、インターネットオークション (33.3%) が 多く、宅配買取りサービスも 14.6%と他の商品カテゴリーよりも高い割合になっています。

リユース品として購入した先は、インターネットオークションが55.0%と最も多く、リユースショップの店頭(17.8%)やインターネットショッピングサイト(11.0%)が続いています。性別・世代別にみると、20代の男女での購入者の割合が他の層に比べて高くなっています。

ブランド品の市場規模は、約 1885 億円と推計されています。



参考情報·資料

P10. コミュニティでリユース

リデュース・リユース取組事例集及びリデュース・ リユースデータブック

環境省では、住民、事業者、行政などの地域に住む様々な主体が連携した2Rの取組事例集をとりまとめ、ウェブ上で公開しています。レジ袋削減、マイボトルなどのリデュース、使用済製品リユース、リユース食器、リユースびんなどのリユースの取組事例が紹介されています。

URL:http://www.env.go.jp/recycle/circul/2r/attach/cases.pdf

市町村によるリユース取組促進のための手引き

コミュニティでリユースの仕組みをつくる自治体を支援する ための「市町村によるリユース取組促進のための手引き」 が環境省ホームページに掲載されています。イベント、常設スペース、情報掲示板などそれぞれのリユース方法の 進め方、事例の詳細が記載されています。

URL:http://www.env.go.jp/press/files/jp/27577.pdf

P11. リユースショップでリユース

自治体がつくるリユースショップ・リスト

自治体が安心して利用できる地域のリユースショップのリストを作成・公開し、市民の利用を促している事例があります。例えば以下の市区町村で作成されています。

●東京都世田谷区「リユースショップを活用してみませんか?」

http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/101/113/26 2/d00026433_d/fil/reuse_8p_web.pdf

●東京都八王子市「まだ使えるその一品をリユースショップへお持ちください!

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/dbps_data/_material_/_files/000/000/047/989/20160101reusepan.pdf

●神奈川県「神奈川リユースショップ認定制度」 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p760300.html

リユース業界団体の優良化の取組

消費者が信頼できる品質のリユース品を安心して購入することができるよう、業界団体が率先して優良店舗の

認証制度や商品のトレーサビリティを確保する仕組みの 導入を進めています。

JRAA

URL:http://www.re-use.jp/

【優良店認証制度】

会員企業を対象とした優良店の認証制度を設けています。販売する商品への点検・清掃、一定期間以上の保証を義務付けています。

【リユースハンドブック】

リユースショップ営業に必須のスキルを持つ人材育成と消費者が安心して利用できるリユース市場の形成を目的として、古物営業法を中心に廃棄物処理法などの関連法規の基礎知識を整理したハンドブックを刊行・販売。

【リユース検定】

リユースショップ営業に必要な知識を備えた人を認定し、合格者に対して「リユース営業士」の資格を授与する検定制度を運用。6,566名が受検し3,596名が合格。

JRCA

【優良リユース販売店認証制度】

会員企業向けの優良店の認証制度を設けています。ガバナンス等社内体制、法令違反・反社会勢力との関わり等、法令遵守体制を審査しています

URL:http://www.jrca-reuse.com/index.html

【消費者 110 番】

JRCA ホームページにて消費者 110 番を作り、リユース 品の購入及び販売のトラブルなど、消費者からのクレーム を受け付け、必要に応じてリユース事業者への指導を 行っている。

J R O

URL:http://www.jro.or.jp/

【リユース電子マニフェスト】

リユース製品を引き取ってから、エンドユーザーに再販するまで、いつ・どこで・どのような取扱いとなっているか、個別に管理する仕組みです。適正に取引された製品であるため、家電量販店は安心して購入できます。

RITEA

【RITEA 認定情報機器リユース取扱事業者】

情報機器リユース取扱いに適切な対応をしている情報機器リユース取扱事業者に対して、「RITEA認定情報機器リユース取扱事業者」資格を付与しています。また「情報機器 3R&データ消去ガイドブック」を作成・配布し、情報機器リユース・リサイクルに関係する日本の法令や、使用済情報機器に残っている個人情報等のデータ消去方法等を解説しています。

URL:http://www.ritea.or.jp/

リユース事業者のコンプライアンス向上

一般廃棄物処理業の許可を持たない事業者は、リュースできない廃棄物の処理を請け負うことができません。例えば、出張買取に出向いたリュース事業者が、リュース品として買い取ることができなかったものを、一般廃棄物の運搬許可を持たずに処分料金を徴収して運搬することは違法行為です。環境省では、リュース業界の優良化を目的として、このようなケースをはじめとしたリュース業者が遵守すべき環境関連法(廃棄物処理法、家電リサイクル法など)を解説したパンフレット等を作成しています。

リユース業者向け環境関連法パンフレット

URL:http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/pamph01.pdf

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理

URL:http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri.pdf

リユース業界に関わる関係法令(環境関連法以外)の整理

URL:http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri_igai.pdf

P13. チャリティでリユース

本文で紹介した国内のチャリティ団体、NPO 法人の URL は以下の通りです。

●日本チャリティショップ・ネットワーク

URL:http://www.charityshop.jp/

●認定 NPO 法人イーパーツ

URL:http://www.eparts-jp.org/

P14. リユース上手の4つのコツ

消費者向けリユースパンフレット

環境省では、消費者向けにリユースショップの活用方法 のコッや注意点を記載したパンフレットを作成しています。 市民の方への啓発にぜひご活用ください。

URL:https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/pamph02.pdf

P15. 企業も自治体もできるリユース

事業者向けリユースガイドライン

環境省では、事業者によるオフィス家具・オフィス機器等のリユース促進を目的として、平成 28 年に「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」を作成し、リユース品としての排出方法と、リユース品の調達方法を紹介しています。

URL:

http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/office_te biki.pdf

P16~. データでみる消費者とリユース

リユース市場規模調査

環境省ではこれまで平成21年度、24年度、27年度に リユースの市場規模調査を実施しています。調査は、消費者を対象としたアンケートで把握した過去1年のリユース品としての排出・購入状況に基づいて推計を行っています。国内市場が対象であり、海外へ輸出されたもの、外国人観光客が購入したものは含まれていません。過去の調査は以下のURLからご覧になることができます。

URL: http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/

使用済電気・電子機器の輸出時における中古 品判断基準

国内で回収されたリユース品は、東南アジア等の発展 途上国へ輸出され、海外でリユースされることも少なくあり ません。衣類、家具、食器、家電製品など輸出されてい る物の種類は多様です。しかし一方で、リユース品と偽っ て、相手国での輸入が禁止されているものが輸出され、 部品、金属等が回収されている実態が指摘されており、 それらの含有する有害物質が、人の健康及び生活環境 に悪影響を及ぼしていることが強く懸念されています。

環境省では、確実にリユースされるものだけが輸出されるよう「使用済電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」を策定し、2014年から適用しています。具体的には、使用済み電気・電子機器を幅広く対象として、[1]年式・外観、[2]正常作動性、[3]梱包・積載状態、[4]中古取引の事実関係、[5]中古市場の5項目について判断基準を定めています。詳細は下記URLをご覧ください。

URL:https://www.env.go.jp/press/files/jp/23042.pd f

